

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 号	
件 名	家庭ごみの方針変更に関するについて	
要 旨	<p>市長は、家庭ごみの収集の変更を市民に説明する前に市議会に提案し議決された後、説明会を行うとしております。市長の方針は、現在の6分別収集を13分別収集とし、税金で家庭ごみの収集と処理を行っている上に上乗せして、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみを新たに有料とするとしております。</p> <p>御承知のように、ごみ問題を解決するには、市民の理解と協力がなければ成功しません。よって次のことを陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 13分別と新たな料金制度を実施するのは来年6月1日とのことであるため、市長は各町内会単位に説明会を開き、市民の意見、要望、提案をまとめ、それを受け新潟市議会は議決を行うこと。</p>	
付 託 年月日 委員会	平成19年 6月15日	環境建設常任委員会
受 理	平成19年 6月11日 第483号	